

就 職

1. 就職指導

学生の就職指導と斡旋ならびに企業等に対する本学のPR、就職先開拓のため、学内にキャリア支援センター、就職課、就職委員会が設けられています。

キャリア支援センター、就職課では、就職を希望する学生に対して、就職活動準備講座（筆記試験対策・各種業界研究・面接対策研修・エントリーシート対策・履歴書対策等）、就職ガイダンスを行い、個別相談にも応じています。また、学生は、希望の企業に応募することはもちろん、教授名で推薦を受ける『教授推薦』制度も利用できます。

また、1年次から本学に寄せられる多くの求人情報データの閲覧が可能です。学籍番号・パスワードを用いて、本学ホームページから「SAIKONABI」にアクセスすることで、学内はもとより自宅のパソコンやスマートフォン等からも簡単に求人情報を検索できます。同ナビ上で、就職活動準備講座等の申込みもできます。

なお、学生の就職関連の手続き及びキャリア支援センター、就職課の事務処理などは、次の就職斡旋細則に基づいて行われます。

就職活動においてわからないことがあれば、キャリア支援センター、就職課にご相談ください。

2. 就職斡旋細則

1. 埼玉工業大学就職委員会規程第7条の2及び職業安定法第33条の2に基づいて、本学学生の就職斡旋に関する取扱いを定める。

※ 卒業生についても、本細則を準用する。

2. 全ての学生はSAIKONABI（インターネットサイト）から進路希望登録をしなければならない。
3. 求人先に対する推薦書は、2社以上並行して提出することはできない。
4. 推薦を受けた希望者は求人先の選考試験を必ず受験しなければならない。

正当な理由で受験できない場合は、事前にその旨を就職課及び求人先に届けなければならない。なお、選考試験結果、採否（内定）結果などは、直ちに就職課に申出なければならない。

5. 推薦書を提出した企業から内定を得た場合は、辞退することはできない。したがって他に選考中のところがあればその応募を辞退し、その後は就職の斡旋は行わない。
6. 就職に関する連絡・情報提供は、学内掲示板やSAIKONABIにて行う。
7. 就職希望者は、この細則並びに就職についての注意事項を遵守しなければならない。

就職に関して好ましくぬ行為のあった場合及び注意事項に反した場合は就職斡旋を取消し、または中止する場合がある。

8. 卒業後の進路が決定した者は、SAIKONABIから最終進路報告をしなければならない。